

## 保育所整備促進事業補助金交付要綱

平成21年7月9日制定（児第989号）  
平成23年3月31日一部改正（児第3565号）  
平成24年3月28日一部改正（児第3478号）  
平成25年9月2日一部改正（児第1876号）  
平成26年10月10日一部改正（児第1781号）  
平成27年12月18日一部改正（児第2525号）  
平成28年2月9日一部改正（児第2984号）  
平成29年1月30日一部改正（子第1500号）  
平成29年8月14日一部改正（子第1038号）  
平成30年10月19日一部改正（子第957号）  
令和2年3月13日一部改正（子第1898号）  
令和3年9月15日一部改正（子第1003号）  
令和5年9月25日一部改正（子第906号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）（以下「管理運営要領」という。）、千葉県安心こども基金事業費補助金（平成21年7月9日児第986号千葉県健康福祉部長通知）（以下「基金要綱」という。）及び就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第466号（こども家庭庁長官通知））（以下「交付要綱」という。）に基づき、定員増に資する保育所の施設整備の促進を図るため、管理運営要領に定める事業者又は交付要綱に定める設置主体（以下「事業者」という。）に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和37年千葉県条例第34号）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、管理運営要領に定める保育所等緊急整備事業及び交付要綱に定める保育所及び認定こども園（公立施設及び幼稚園型認定こども園は除く。）の区分における創設、増築及び増改築とする。ただし、千葉市内に設置する施設に係る整備事業については補助の対象としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為  
イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 交付要綱における認定こども園の区分に係る整備については、保育を実施する部分を補助の対象とする。

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、補助対象限度額を定員（増築については、増加する定員数）1人当たり2,800千円（以下、「補助対象限度額」という。）として、別表の整備方法ごとに定めた算定方法により求めた額の範囲内とする。ただし、補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（申請書の提出期日等）

第4条 事業者は、この事業を実施しようとするときは、あらかじめ県と協議し、その承認を受けるものとする。

2 事業者が規則第3条の規定によりこの補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに保育所整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付条件）

第5条 規則第5条に規定する必要な条件は、次のとおりとする。

（1） 事業の内容のうち次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模及び構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 利用定員

（2） 事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。

（3） 事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

（4） 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（5） 契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。

（6） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

（7） 当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

（8） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。

（9） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良なる管理者の

注意をもって管理をするとともに、その効率的な運用を図らなければならない。  
(10) 前各号により付した条件に違反したときは、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、保育所整備促進事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後に額の変更がある場合には、保育所整備促進事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第7条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体)とする。

(実績報告)

第8条 事業者は、規則第12条の規定により実績の報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定にかかる会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに保育所整備促進事業補助金実績報告書(第4号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 事業者は、規則第15条の規定によりこの補助金の交付を請求しようとするときは、保育所整備促進事業補助金請求書(第5号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 事業者は、規則第16条の規定によりこの補助金の概算払を受けようとするときは、保育所整備促進事業補助金概算払請求書(第6号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月9日から施行し、平成21年度予算に係る補助から適用する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、平成24年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 4 この要綱は、平成25年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 5 この要綱は、平成26年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 6 この要綱は、平成27年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。

- 7 この要綱は、平成28年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 8 この要綱は、平成29年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、同年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 9 この要綱は、平成29年1月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、平成29年8月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 11 この要綱は、平成30年10月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 12 この要綱は、令和2年3月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 13 この要綱は、令和3年9月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 14 この要綱は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

整備方法	補助額算定方法
管理運営要領に定める保育所緊急整備事業による整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、基金要綱第3条第1項で定める保育補助対象額を差し引いた額の2分の1以内とする。
交付要綱8（1）①による整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、交付要綱8（1）①ウで選定された交付額に2分の3を乗じた額を差し引いた額の2分の1以内とする。
交付要綱8（1）②による整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、交付要綱8（1）②ウで選定された交付額に2を乗じた額を差し引いた額の2分の1以内とする。
交付要綱8（2）①アによる整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、交付要綱8（2）①ア（ウ）で選定された交付額に2分の3を乗じた額を差し引いた額の2分の1以内とする。
交付要綱8（2）①イによる整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、交付要綱8（2）①イ（ウ）で選定された交付額に2分の3を乗じた額を差し引いた額の2分の1以内とする。
交付要綱8（2）②アによる整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、交付要綱8（2）②ア（ウ）で選定された交付額に2を乗じた額を差し引いた額の2分の1以内とする。
交付要綱8（2）②イによる整備	総事業費と補助対象限度額を比較して少ない額から、交付要綱8（2）②イ（ウ）で選定された交付額に2を乗じた額を差し引いた額の2分の1以内とする。

※総事業費＝総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額